革命の旗

共産主義者同盟
（革命の旗）
中央機関紙

第37号
1981.4.5
4頁 150円
（毎月5日、20日発行）

発行人　北沢晋
発行所　赤流社
電話　(03)787-7699
東京都世田谷区千歳
郵便局　私書箱4号
振替（東京）7-86947

定期購読料（22回分）
手渡し3000円
開封3500円（送料共）
密封4000円（〃）

4.19/20 全国学生総行動の成功かちとり 5.4鈴木訪米阻止 日米首脳会談粉砕へ進撃せよ

全国の学友へ

いまこそ全国学生共同行動を思いきって発展させよう

中央学生組織委員会

ほぼ七〇年代全般にわたって、分散と混迷を強いられてきた日本学生運動は、いま戦争と反動の深まりゆくなかで、再び新たな高揚へ向けた歩みを着実に開始している。

昨年の四・二〇闘争や五月光州蜂起と連動した学生運動の高揚のきざしは、三里塚への決起や部落解放運動への持久的参加を通じて形成され、今年に入るや日大文理学部での民間反革命―ファシスト学生運動の尖兵たる反憲学連とのたたかいや、東大新処分制度をめぐる学生共同闘争の実現へと結びついている。これらが、学生運動の新たな前進のいしずえとなりつつある。この前進を、四月日大文理学部での反憲学連一掃の闘いと五・四鈴木訪米阻止、日米首脳会談粉砕の爆発として結実させ、より確かなものとしていかねばならない。

今春期を全力で闘い、戦争と反動の挙国一致攻撃に革命的祖国敗北主義を掲げ、労働者階級の闘いと合流する革命的学生運動の形成を何ものも恐れず大胆にやりぬこう。

1 新しい運動の息吹き―反帝・反社帝の旗を高く

全国の学友諸君！　日本学生運動は確実に再生へと向いつつある。そして、新たな前進を日本階級闘争の中にしっかりと刻みこみ始めた学生戦線の闘いは、それをいかなる政治的・思想的内実をめぐって発展させるか？という論戦の活性化を生み出しつつある。公然と戦闘的学生運動への敵対をくり返す日共や革マル派は論外として、かかる論戦と再編へいかなる態度で臨むのかは、きわめて緊要な課題となっている。中核派や解放派の学生戦線はこのこと自体に無自覚であり、情勢のドラスチックな展開の中でその政治的組織的生命力を後退させつつある。一方、戦旗・共産同―社学同の諸君や第四インターの諸君は、この再編に積極的に登場しており、わけても第四インターは、全国政治共闘の建設と結びつけた全国学生共同闘争を提案してきている。

われわれは決して学生間の共同闘争に反対ではない。否、むしろ広範な学生の政治的決起を闘い取るうえで積極的に推し進めるべきだと考えている。だがその路線的内実を急進民主々義とトロツキズムとすることには大いに反対である。なぜなら、七〇年を前後した学生戦線の分散・混迷を直接に導いたものこそ、この急進民主々義の破産であり反スタ・トロツキズムの破産である。それは、今だにこの路線に依拠する潮流の帝国主義戦争に対する革命的態度の未確立と、彼らの激動する国際階級闘争に対する政治態度となってあらわれており、具体的には、アフガニスタンへのソ社帝の侵略や、ポーランド労働者・人民の決起への混乱した評価となり真に民族解放闘争と結合することから遠ざかっている。これが彼らの内実である。だから今日うちたてられるべき学生戦線の路線的内実は、いうまでもなく七〇年代的情況に真にピリオドを打つものでなければならない。そしてそれは、プロレタリア階級の階級闘争と固く結びつくマルクス・レーニン主義の革命的復権であり、社会主義統一戦線の確固たる一翼を形成する革命的学生運動の創建をおいて他にない。

われわれは今春この観点を堅持し、四・二〇日大文理学部でのファシスト反憲学連一掃の闘いと五・四鈴木訪米阻止闘争に全力で決起しそのかがやかしい前進を戦取せねばならない。

全ての学園から、戦争と反動の挙国一致攻撃の尖兵―反憲学連一掃の闘いに立ちあがれ！

五・四鈴木訪米阻止―日米首脳会談粉砕の闘いを全国学生共同闘争の構築でもって爆発せしめよ！

2 勝共・反憲学連社帝派を学園から一掃せよ

「三里塚闘争は、日本民族を滅ぼすもの！」「金大中を殺せ！」「日大を改憲の砦とせよ！」これが、昨年十一月十八日「北方領土返還集会」をもって日大文理学部に登場した反憲学連の叫ぶスローガンである。

この日以降、彼らは六〇～七〇名の部隊を動員し、文理キャンパスを鉄パイプ・日本刀でもって武装制圧し、連日、日大の闘う仲間たちへの白色テロをくり広げている。

彼らは、下高井戸駅頭や街頭でところかまわず闘う学友へのテロ・リンチを欲しいままにしており、日大当局がこうした反憲学連の白色テロを積極的に支持しているのはいうまでもない。また町中で公然と行われる武装襲撃は、反憲学連が警察権力の庇護の下にあることを明らかにしている。

全国の闘う学友は、この日大文理学部に集中的に形成されている戦闘的学生運動の再生かファシズム学生運動の台頭かをめぐる攻防に注目し、国家権力―当局―ファシスト三身一体となった攻撃に敢然と反撃を開始している文理学部の闘う仲間への支援へ決起しよう。日大の闘いを軸に全国的な学生共同闘争を実現し、その力をもってファシズム学生運動の台頭をトコトン一掃していかねばならない。

こうした反憲学連の公然たる武装登場は、今日の戦争と革命の時代、日帝の体制的危機の深化という情勢のきわめて特徴的事態である。

3 総合安保戦略の一環としての教育学園再編

米帝・レーガンの登場を見るまでもなく史上三度目の戦争と革命の時代の深まりは、対ソまき返し戦略＝ソ米覇権争奪の激化＝と結びついた日帝の帝国主義戦争準備の強化をもたらしている日米安保体制の強化と、全斗煥を手先とした朝鮮への侵略反革命の強化、新植民地支配の強化と米帝を主導力とした対ソ社帝争闘戦の激化は、安保体制の再編とその臨戦化として完成が目論まれている。

昨年六月の衆参同時選挙での自民党の圧勝と鈴木戦争準備内閣の登場はこれに拍車をかけている。防衛予算の大幅増を通じた軍備増強と改憲・徴兵制攻撃、竹田統幕議長の専守防衛批判、公然と行われた韓国への武器輸出等々を通じて本格的戦争準備が開始されたことを物語っている。こうした軍事的支柱の再編は、今日では行政革改をもってする官僚機構の再編へと突き進まんとしている。そしてこれは、労働者階級への賃金奴隷制の一層の強化と他民族抑圧、国内少数民族への差別抑圧の強化という三重の奴隷制の強化となってたちあらわれているのである。

更に安保・自衛隊問題を踏み絵に、民社党を一層戦争準備の中に動員し、日米安保の堅持・自衛隊増強を要とした「議会主義政党の再編、すなわち社公民連合政権構想と労働運動の産報化すなわち右翼的労戦統一の策動となって、労働貴族を動員してのあからさまな排外主義とブルジョア階級とユ着した帝国主義の社会的支柱の再編があるのだ。

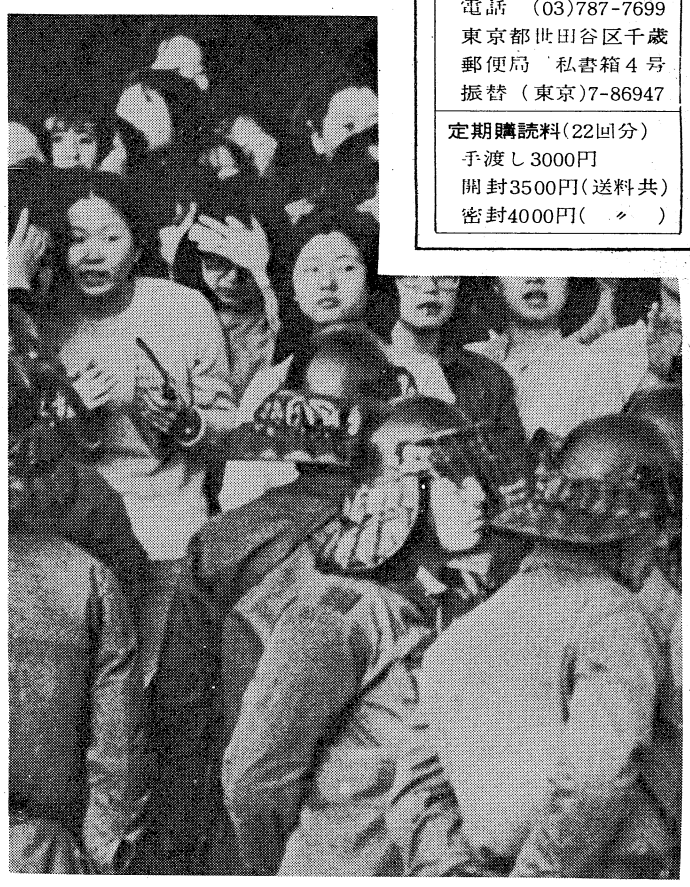

たらす階級対立の激化と小ブルジョアの動揺が形成され、その先鋭的表現として民間反革命の形成が進められている。

こうした日帝の本格的戦争準備は、他方それへの「国民的合意」の形成に向けたあからさまな差別排外主義、反ソ民族主義の一大キャンペーンや、天皇・天皇制イデオロギーを政治の前面に押し出し「靖国神社の国家護持化」昨年の「元号法」制定、二・七「北方領土の日」制定とうち続いてきている。

ファシスト＝反憲学連の武装登場の背景がある。そして彼らの役割はむき出しのその尖兵・突撃隊である。

では教育学園における帝国主義戦争への再編はどうだろう。

こうした反革命ファシスト学生運動の台頭と社帝派日共・革マルの反動的役割をも十分に利用しながら、「教育勅語の兄直し」「国防、愛国教育」「教育による国家意識・民族意識の高揚」形成、更に学習指導要項での「君が代」の国歌化、そして四・二〇文部次官通達をテコとした革命的学生運動への徹底した破壊攻撃と学生管理・支配の強化となって現われている。こうした管理・支配の強化はとりもなおさず、プロレタリア階級の反抗戦の前進と革命的学生運動の結合を分断・解体することを目的としたものである。そして、このような教育の反動的再編は「子どもの心に暴力を芽生えさせる日教組と断固闘う」という自民党八一年運動方針にも明らかな如く教育労働者への国家統制・管理強化へと発展しているのである。

4 教育を労働者階級の手に奪還する学生の任務

こうした日本帝国主義の本格的戦争準備とそれへ向けた再編の激化の中で、ファシズム学生運動の台頭と対決する学生の新たな闘いが開始されている。全共闘運動の高揚を警察機動隊と社会帝国主義日共―民青の反革命背後襲撃でのり切った＝帝は、その後の学生運動の分散・混迷をついて、キャンパス移転、学費大幅値上げ（今日多くの学園では物価スライド制がひかれ毎年の値上げとなっている）、サークル運動の解体・戦闘的自治会つぶしと政治処分、こうした学生の管理・支配の強化を通じて、日帝の体制的危機の下で、反戦闘争や反差別闘争、学園闘争へ決起せんとする先進的学生を押しつぶさんとしてきた。

そして、日帝の産業再編や行政官僚機構の再編に見合った学園教育の再編を中教審―筑波化としておし進めてきた。それは今日、帝国主義戦争の本格的接近の中で一層強力にしかも急速に進められている。

こうした下で苦闘を強制されてきた日本学生運動は、分散と混迷の中から戦闘的学生運動の統一と団結を求める希求が学生大衆の中から生れはじめ、ここ数年大きな前進へと結びつき始めている。昨年、四・二〇筑波大処分粉砕闘争への全国五〇大学一千余の決起はそのことをはっきりと示している。以降、光州蜂起連帯・日韓民衆連帯の発展、東外大そして日大文理をめぐる学生共同闘争を実現しつつ闘いは発展している。この発展の端緒を絶対に後退させてはならない。すでに明らかにした如く日大文理での闘いは、反革命暴力に対する実力闘争へと発展しており、これを防衛しぬき闘いを更に大きな奔流へと導いていかねばならない。

しかしそのためには、いかなる政治的内実、革命的理論をもってこの前進を導くのかの激しい論戦が不可避である。革命的学生運動の再建へむけた前進は、あの六八～六九年の全共闘運動の歴史が示すとうり日共―民青の統制と襲撃に対する反撃を不可避とするし、また今日、「ネオファシズム論」を軸として日共とのゆ着を強める革マル派の敵対もしっかりと見すえなければならない。すでに日共―民青は東大新処分制導入に対し「民主的処分」でもって迎合し、はたまたファシスト・反憲学連一掃の闘いを「左右の暴力に反対する」という闘争への中傷・デマ攻撃にうって出て、学生の政治的決起を小ブル平和主義と議会主義へ導こうとしている。だからわれわれは、革命的学生運動の創建をめざし、大胆な全国学生共同行動の前進に全力を尽しつつ、彼らへの批判と闘争を全領域で強めていかねばならない。

そのことは現代修正主義・社会帝国主義への原則的批判の確立と、帝国主義戦争に対する革命的態度の確立と不可分である。

同時にわれわれは、この前進が一部の急進民主主義諸派の政治指導の限界をはっきりと露呈させていることを確認しておかねばならない。　彼らは、三里

二面へつづく⇨

春期行動スローガン

★四・一九～二〇全国学生共同闘争勝利！
反憲学連一掃・日大解放闘争に勝利しよう！
★五・四鈴木訪米阻止！　日米首脳会談粉砕！
★国公立、私立の大幅学費値上げ粉砕！
★中教審―筑波化路線粉砕！　東大新処分制度導入阻止！
★戦争と反動の挙国一致に向けた教育・学園再編粉砕！
★全国学生の戦闘的共同闘争機関を建設し、社帝派・民間反革命を学園から一掃せよ！

春期政治スローガン

☆安保粉砕！　日帝の朝鮮侵略反革命出兵準備を粉砕せよ！
☆小ブル平和主義・祖国擁護主義に反対し、革命的祖国敗北主義をつらぬく反戦闘争の爆発を闘いとろう！
☆朝鮮人民の南北自主的平和統一断固支持！南半部人民の反米反日反独裁闘争と連帯し、日韓連帯闘争の持久的発展をかちとろう！
☆ソ社帝の軍事侵攻策動を弾劾しポーランド人民の決起に連帯しよう！
☆反帝・反社帝の旗のもと、被抑圧民族の解放闘争に連帯しよう！
☆日帝打倒・米帝追放・プロ独・社会主義革命をめざし、社会主義労働運動創建のうねりと固く結合し、革命的学生運動の発展を闘いとろう！

＝集会案内＝

4／18　日韓連帯集会
四月十八日(土)二時　豊島公会堂　主催・実行委

4／19　全国学生共同闘争
四月十九日(日)

4／25　刑法改「正」阻止全国総決起集会
四月二五日(土)六時半　日比谷公会堂　主催・百人委員会

4／26　日米首脳会談粉砕　神奈川総決起集会
四月二六日(日)一時　駐労会館(石川町下車)　主催・4・26神奈川実行委

4／29　日米首脳会談粉砕　関西総決起集会

5／4　鈴木訪米阻止・日米首脳会談粉砕闘争
五月四日(月)十一時　清水谷公園　主催・実行委

東京労働学校　四月講座日程
四月九日(木)、二三日(木)、三〇日(木)　六時　新宿文化センター
『空想から科学へ』
講師　宮川寅雄

当局・国家権力・民間反革命による日大兵営化を許さない

── 日大文理 11・18緊急抗議集会実行委員会アピール

昨年四・二〇闘争以降、全国学生共同闘争は一年間のあいだに多くの学生を結集させている。この共同闘争をより大衆的に、より速く歩ませることこそ、革命的学生運動再生の闘いを実際の戦場で鍛えあげ、ゆるぎないものとするであろう。

今回アピールを寄せていただいた日大の闘う学友は、反憲学連との激しい攻防を大衆的に、かつ原則的に進め、全国の学友の共同闘争の推進力になりつつある。（見出しは編集部）

反憲学連の台頭は何を示すのか

全国で闘う全ての皆さん！

現在わが文理学部に、生長の家系右翼ファシスト反憲学連が、当局―権力と一体となっての闘う学友への白色テロルと、勝共連合原理研と一体となった右翼新歓実デッチ上げをもって台頭している。

日大当局は、全学管理支配体制の完成へ向けた攻撃の環として、七四年文理に右翼関東軍常駐・検問・検閲等の重弾圧体制をしいた。しかし足かけ六年に及ぶ重弾圧体制は、関東軍百数十名が常駐する学内で、銀ヘル部隊を先頭とする千五百名以上の決起をもってかち取った七八年十二・一四学内実力決起集会と七九年春期大攻勢―連日数百の決起で闘われた二ヶ月間連続実力闘争によって、ものの見事に粉砕された。更には79自主学祭―80自主新歓―80自主学祭が、学友の圧倒的支持の下に闘う執行部が確立されるなか打ちぬかれ、文理は、日大全学解放の拠点へと大きく前進したのである。

日大当局は、文理学生運動を何としてでも押しつぶさねばならぬところに追いこまれた。ここに登場したのが右翼反憲学連であった。

反憲学連は、昨年十一月「脅かされる北の守り」上映講演集会の情宣を開始した。これに対し、当日十一・一八緊急抗議集会が全国の闘う学友とともに、反憲学連の暴力的集会破壊策動をはねのけかち取られた。その後、反憲の集会に対する大衆的抗議団が抗議行動に向かうと、なんと五〇名近くの反憲が鉄パイプ数十本、日本刀三ふり、青竜刀一ふりで武装して襲いかかろうとし、更に学祭実行委本部に武装襲撃をかけるという暴挙に出たのであった。

この襲撃は失敗に終ったが、権力は「被疑者不詳の兇漢」をデッチ上げ、本庁公安一課が自らのり出して二二ヶ所以上に及ぶ家宅捜査を行う弾圧をかけてきたのだった。

反憲は翌十九日以降を連日五〇～七〇名を動員し、公然と学内に武器を搬入し、最寄の下高井戸駅はおろか周辺駅にまでレポを置き、学祭実行委をはじめ多くの学友に襲撃をくり返した。

権力は目の前で行われる反憲のテロを黙認し、日大当局は反憲に武器庫を提供するいっぽう「告」等による「内ゲバ」キャンペーンをはり、反憲―当局―権力は三者一体となって闘争圧殺を計ってきたのである。また、日共民青は「全ての暴力を学園から追放するよう当局に要求しよう」という破廉恥なビラをまいた。

反憲学連の文理台頭は、日大文理だけのエピソード的なものだろうか？　断じて否である。

日大文理の学友を先頭とした全国の闘う学友は、権力の包囲をうち破り、キャンパスに登場。反憲学連の日大支配を許すな。（1月16日）

いまや「世界の憲兵」を自認してきた米帝の大きな後退の中で、日帝は自国とその勢力圏を米帝とのブロックとともに自力によって、制圧せざるをえなくなっている。南朝鮮光州決起は、米・韓、そしてとくに日帝を痛打し、追いこまれた日帝は、余力の喪失の中で性急な戦争準備、改憲反動攻撃をかけてきているのである。文理における反憲の台頭は、この様な情勢に連動した民間反革命の台頭として把えなければならない。

最前線で闘いぬこう！

全国で闘う全ての皆さん！

われわれは反憲学連の攻撃に対し、全国で闘う学友との固い連帯をかち取りつつ反撃を開始している。われわれは本年一月一四日を皮切りに連続入構闘争を展開し、権力の手厚い庇護の下で白色テロをほしいままにする反憲によって入院を含む重傷者を続出させつつも、一六日にはついに入構をはたした。

この闘いは、当局の「内ゲバ」キャンペーンの欺まん性と、反憲―当局―権力が一体となって文理学生運動を圧殺せんとしていることを、大衆的に、かつ鮮明に暴露していったのである。そして、反憲の右翼新歓デッチあげに抗し、今春の自主新歓実現へ向けた討論会が、学外、春休みという困難な状況にもかかわらず成功を収めており、第二回自主新歓実(準)が結成されている。

われわれの闘いの前進のなかで、権力は三月一〇日早朝、一月一四日の闘いに関し「暴力行為・傷害」をデッチあげ、六名を不当逮捕し、同日十数ヶ所、一四日四ヶ所に家宅捜査を行う弾圧をかけてきた。しかしわれわれは、権力―当局―反憲の一体となった集中弾圧を、むしろ光栄に思う。

日帝鈴木自民党政府は危機の中にある。危機の中で、戦争準備・改憲反動攻勢に奔走している情勢は、われわれ日大生に歴史の最前線で闘うことを要求している。ならばわれわれは、断固としてこれに応えきろうではないか！　それこそが日大闘争なのである。

三里塚では、反対同盟・動労千葉を先頭にジェット決戦が闘いぬかれた。玄海灘の向うでは、光州決起をかち取った南朝鮮人民がわれわれを鼓舞している。

全国の闘う皆さん！　とくに全国の学友諸君！　新入生諸君！

われわれは、三里塚闘争に、南朝鮮人民の闘いに学びつつ、全国学生の共同した闘いで、右翼ファシスト反憲学連の野望をみごと粉砕しようではないか！

われわれはその最先頭で闘いぬく。

〝戦闘的労働組合運動〟を

── 活発な討論と交流 ──

労働情報泉州支局集会に思う

泉州の地に『戦闘的労働組合運動』の構築をめざして、その第一歩である同盟・JCの右翼的『労戦統一』と対決する「81春闘討論集会」が去る三月十日、堺のセツルメントにおいて開かれた。

春闘情勢は、ますます同盟・JC路線の「経済整合性」の枠内におしとどめられようとされ、『眠れる春闘』『沈黙の春闘』として、労働貴族どもに管理され意のままにされる「管理春闘」としておとしこめられんとしている。

この「管理春闘」打破に向けて、戦闘的労働者自身によって切り拓く春闘を掲げ、「81春闘討論集会」は開かれた。全国金属大阪地本の要氏の基調提案を中心に、集会は活発な討論がかわされた。

要氏の基調提案は、大別して次の四点に集約されます。

第一点は、管理春闘の徹底化、下からの闘争が惹起されず、賃金論・闘争論が不透明ゆえに、「勝つために」のスローガンは逆に白けた空気をひき起している。

第二点は、こうした白けたムードに対する教宣活動が今ひとつ迫力不足で、「収奪これでもか」の実態を明確にできず、そうであるがゆえに、第三点として、「何故敗けてきたのか」を分析し、ブルジョアイデオロギーの賃金関数なるもので賃上げ(実力)闘争を計量闘争におちいらせ、数字による春闘になっている。

と同時に第四点で、計量春闘はますます密室(ボス交)型闘争に変質化されていき、鉄鋼にみられる「一発回答」がますます拡大する動きにある、ということだった。そして、このような労働貴族・代官による春闘に反対し、「権利主張を強く持ち、労働者それ自身、団結と組合を守る気概をもち、地域の労働者との共闘・統一を求めて外に出ていかねばならない。でないとますます管理春闘におとしこめられてしまう」と提案された。

「労働情報をかけこみ寺みたいにして欲しい」という意見や、「組合員に信頼される関係」(釜日労組合員)をつくらねばならないという意見等、活発な討論が行われた。最後に、司会者から戦争と革命の情勢のなかで、右翼的「労戦統一」が戦争準備のための産業報国会化の攻撃であることが集約され、これに対する労働者の反撃の布陣のため、管理春闘を打破していくことが述べられていった。

さらに、労働情報泉州支局として、『国鉄二〇二億円問題』『刑法改悪』粉砕『金大中問題』等と、『新関西空港』粉砕の闘いに積極的に取りくみ、泉州の地に根づく階級的労働運動を、社会主義をめざす労働運動としてつくりあげることが確認されていった。

（関西通信員T）

動労千葉への報復弾圧弾劾！

解雇四人、停職七人、二三五人の処分を全労働者の力で粉砕せよ！　国労・動労中央の統制はねのけ、全国鉄労働者は動労千葉防衛へ決起しよう！

3.25 異議申し立て 棄却弾劾！

最高裁は特別抗告を受理せよ

（怒りをこめて特別抗告 ── 3月30日）

三月二五日、午前九時すぎ東京高裁は不当にも、再審棄却に対する石川一雄氏の異議申し立てを棄却した。

一九六三年五月二三日、不当逮捕以来、今日まで十八年間の長い闘いは部落解放運動の最も尖鋭な政治的頂点を形成し、部落完全解放をめざす部落民の闘いと、資本の搾取・抑圧をうち破らんとする労働者大衆の闘いとのさらざまな領域での、広範な反差別共同闘争をつくりだしはっきりと現状の変革、世界の変革を求める闘いへと成長してきている。

4・19学生共同闘争の実現へ！

三十数大学の代表が集まる

日大文理の闘う学友は、四月二日、不当逮捕された学友を奪還し、闘いの準備をおし進めている。これに対し、国家権力は更に一名の学友を不当にも逮捕し、弾圧を強めてきている。

しかし、この相次ぐ刑事弾圧に屈せず「奪還した六名の学友を最先頭に最後まで闘い抜く」という日大文理の先進的学友と、その闘いに連帯する全国の闘う学生は、闘争の勝利に向け、十九日全国総決起集会、を確定した。

4・19、20闘争の大爆発を克ち取り、更に5・4鈴木訪米阻止へ進撃しよう！

（学生通信員S）

四・一小西同志追悼集会開かる

無念の叫びを残して斃れた同志よ！　もっと多くの共産主義者と、労働者と、学生と、巨大なスクラムを組むために奮闘してきたこの一年。今まさに飛びたたんとする獅子のごとく身をひきしめ、さあ、共に進まん！

四・一九～五・四へ全力決起せよ

5

⇦ 一面からつづく

塚闘争や反戦闘争等の様々な民主主義的政治課題の直接の延長に「権力闘争」や「革命戦争」「内乱」を接木し、主観的な意味付与を行い、逆に学園闘争の組織化を改良闘争として固定化・軽視し、政治利用主義的にしか「指導」できないでいる。そればかりか、学園からの広範な大衆的決起をそのセクト主義的利害から暴力的に押え込もうという事態さえ生み出している。彼らは、今日前進しつつある学生間の共同行動の前進を真に発展させようとするのなら、自らの指導の内容を総括し、転換させねばならない。われわれはそれを促進する論戦と大衆的決起を一層力強く組織せねばならない。またこの共同闘争の内実を「反管理・自主」の側面からのみ賛美し指導を放棄し、「三里塚との連帯」を並列的にとりあげる、インターの諸君の主張にも注意をはらわねばならない。彼らは、「あらゆる敵対をはねのけ、文理の非妥協的実力闘争に学び、全国で反管理自主の闘いを戦闘的に闘い、自民党政府を打倒しよう」と呼びかけている。

この主張は、「反管理・自主」の学園闘争のもつ戦闘性を、事態の本質であるブルジョア大学制度―賃金奴隷制を維持するためにそびえる「擬制の府」に対する積極的批判から切りはなして、戦闘的民主々義にとどめてしまっている。だから、三里塚闘争の戦闘性一般と学園闘争の戦闘性一般が、まさに戦闘性という基準から並列化されるのである。

「反管理・自主」という正当な表現をもって、「戦後民主々義教育」のギマンを暴きつつある学生大衆をして、プロレタリア階級の社会主義革命という現代社会への根本的批判の隊伍へと肉迫せしめることこそ、全共闘運動の敗北への回答にされねばならない。いま、日本労働者階級が闘いの主人公として登場しつつあるなかで、それは大いに可能であろう。

われわれは以上の観点から、徹底して学生共同行動の広範な組織化に全力をそそぎつつ、その指導路線上の論争を安保体制に対する闘争態度、改憲・国防問題を軸にした戦争に対する態度として据えきり、前進的に強め革命的学生運動の再生にむけ闘いぬかねばならない。

今年に入り、日大文理学部でファシスト反憲学連一掃の闘いは、一・一六を頂点に攻勢的に発展されている。権力の弾圧もすさまじい勢いでエスカレートしている。三月十日には、六名の仲間への不当弾圧がかけられている。いま問われているのは、一層広範な大衆的決起を日大文理に集中し、共同した団結とその力で流血や弾圧に屈することなく闘う陣型を構築することである。戦争と反動の挙国一致攻撃の尖兵ファシスト反憲学連を一掃せよ。帝国主義戦争に革命的祖国敗北主義を対置し、学生運動の革命的再生を！　四・二〇闘争へ全力決起せよ。

すでに明らかにした反憲学連の歴史的登場を見るまでもなく、今日日本帝国主義の戦争へむけた本格的準備は、加速度的に強まっている。史上三度目の戦争と革命の時代が第三次帝国主義戦争の危機の深まりを通して激動の時代が到来していることをわれわれに示している。日米安保体制を要として米帝との同盟の下に対ソ社帝との争闘を激化させつつ、日帝は朝鮮半島への侵略反革命出兵準備を強めてきている。それが朝鮮人民の南北自主的平和統一闘争と反独裁民主回復闘争へのあからさまな敵対であり、帝国主義的権益の防衛のためにあることは明らかである。五・四鈴木訪米―日米首脳会談がこの安保再編とその臨戦化の完成を要に帝国主義戦争準備に拍車をかけプロレタリア階級人民への一層の抑圧と他民族抑圧の強化をめざすことは明らかである。それはこの会談の内容から断言しうる。鈴木・レーガン会談は、ソ米覇権争奪の激化の中で、対ソまき返し戦略を基礎とした「日米防衛分担」の確立をめざしてきた。二月二日の全斗煥・レーガン会談によって、米韓の関係が「完全修復」されたのにともなう在韓米地上軍の存続と軍事援助の強化をもってする「自主防衛能力」の近代化が確認され、韓国は「日米防衛の砦」とする全斗煥声明が発表されている。今回の鈴木・レーガン会談がこの確認と声明からも明かなように米・日・韓軍事同盟を強化し、プロレタリア階級の賃金奴隷制の一層の強化と、韓国民衆の頭上に災禍をもたらすものである。

われわれは、この会談の目的を余すことなくバクロすると同時に、プロレタリア階級の国際主義的任務の貫徹の見地から、また自国帝国主義打倒・革命的祖国敗北主義をもって訪米阻止の革命的大衆行動を大胆に組織していかねばならない。かかる帝国主義戦争の本格的接近に対し、首尾一貫して闘争しぬくプロレタリア階級の革命的態度に結合すること、これは、われわれの革命的学生運動構築にむけた不可欠な課題である。学生戦線が人民闘争の輝しい先鋒隊たるためには、戦争に対する正しい態度が問われているのだ。そしてこの戦争準備が現にもたらしている反動の強化、収奪の系統的組織化、自衛隊―軍備増強と右翼労戦統一、民間反革命の胎頭などの全重圧に抗するあらゆる闘いの中に先鋒隊たる革命的学生運動の旗を、社会主義労働運動と結合し打ちたてねばならない。すぐれてこの訪米阻止闘争は、かかる課題をわれわれに与えている。

韓国民衆の光州蜂起にかいまみた輝しい闘いをわれわれはしっかりと胸に刻みこみ、日帝の朝鮮侵略反革命出兵準備のための一大攻撃、鈴木訪米を阻止せよ。四・二〇、戦争と反動の挙国一致攻撃の尖兵―反憲学連一掃の闘いから、五・四鈴木訪米阻止闘争へ攻めのぼれ！

連載 ― 入管問題 ― 現状編

入管一法（外国人登録法 出入国管理令）の改悪許すな

第4回 入管令一部改正案の分析と批判

三月一日、法務省が公表した「出入国管理令の一部を改正する法律案要綱」(以下『八一年法案』と略)は、四月上旬にも国会上程され全会一致による可決・成立がもくろまれている。八一年法案は、三月十四日提出の「国連難民条約承認案件」にともなう「条約実施に必要な関連国内法案」の一つという名目でだされている(関連法案とは他に国民年金、児童手当、児童扶養手当、当別児童手当、福祉手当の各法の国籍要件を撤廃するという趣旨のもの)が、七三年入管法(廃案)以来八年ぶりのものであり、現行入管令の「抜本改正」という重大な意義をもっており、法務省の「永住許可の拡大」「処遇改善」という自画自賛とは裏腹に多くの問題点があり、一言でいえば改悪(ノ)である。「入管令改悪を許さない」という基本的立場をまず明らかにしたうえで具体的な分析・批判を行っていきたい。

■「改正」のカナメ――126措置

改正要綱にもられた内容は二〇項目の多岐にわたっている。①定義、②在留資格、③上陸の拒否事由、④保証金の上限の引上げ、⑤上陸の特例、⑥在留資格の変更、⑦在留資格証明書、⑧日本人等の家族に対する永住許可の要件、⑨一時庇護のための上陸の許可を受けている者の在留資格の取得(新設)、⑩退去強制事由、⑪外国人の出国、⑫再入国の許可、⑬自費出国の許可、⑭迫害国向け送還の禁止、⑮仮放免、⑯日本人の出帰国、⑰手数料の額及びその免除、⑱罰則、⑲永住許可の特例、⑳施行期日・経過規定等の二〇項目である。

「改正点」について、要点を指摘していこう。(1)在留資格の整備―「通過」(入管令第四条第一項第三号、以下四―一―三と略)を削除、「観光客」(四―一―四)を「短期滞在者」に改めたこと、「技術研修生」の在留資格を新設したこと。これは七三年法案の大きな目玉であり、日帝・独占資本の欲求に応えるものである。「アジア諸国から、留学生や技術研修生を積極的に受け入れ、これらの留学生が我が国で学んだ知識や習得した技術を本国に持ち帰り、これがアジア諸国における近代化と開発に役立つことになるように努める。」(坂中論文)と重ねあわせてみればよく分る。(2)在留資格の変更制度の整備―「いずれの在留資格からでも在留資格の変更を許可することができるようにすること」(要綱)(3)退去強制事由の整備―「ハンセン氏病、精神障害者、貧困者、放浪者、身体障害者等で生活上、国または地方公共団体の負担になっているもの」を削除し、覚せい剤取締法に違反して有罪の判決を受けた者、一時庇護者の不法残留を追加した。(4)再入国許可制度の整備―数次許可制度、海外での延長制度を新設したこと。(5)入管行政権限の変更―自費出国の許可について「退去強制令書の発付を受けた者の自費出国の許可は、入国者収容所長も許可することができるようにすること」(同)仮放免について「仮放免は、入国者収容所長または主任審査官の職権によってもすることができるようにすること」(同)。関連して仮上陸、仮放免許可の際の保証金の上限の引上げがある(仮上陸は二〇万を二〇〇万に、仮放免は三〇万を三〇〇万に)。(6)難民関係―一時庇護のための上陸許可、一時庇護のための上陸の許可を受けている者の在留資格の取得、迫害国向け送還の禁止などが新設される。(7)永住許可の特例―これが今回「改正」のポイントである。「法一二六該当者及びその直系卑属に対する一般永住(四―一―十四)付与」に関わる部分である。重要なので全文引用する。

「次のいずれかに該当する者については、一定の期間内における本人からの申請に基づき羈束的に永住許可を付与する特例措置を設けること。1、日本国との平和条約の発効に判い昭和二七年四月二六日に日本の国籍を離脱した者で昭和二〇年九月二日以前から引き続き本邦に在留するもの(昭和二〇年九月三日から昭和二七年四月二八日までに本邦で出産したその子を含む)。〔いわゆる法一二六―二―六該当者…引用者注〕 2、1に該当する者の直系卑属として昭和二七年四月二九日以後昭和六一年十二月三一日までに本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留するもの(四―一―十六―二(特定在留)四―一―十六―三(特別在留)の在留資格の者…引用者) 3、1に該当する者の子として昭和六二年一月一日以降に本邦で出生したもの」(以下、一二六措置とよぶ)

これに関連して、「日本人等の家族に対する永住許可の要件」「在留資格証明書」などが提起されている。

■植民地支配と在日の歴史性

「改正」の骨子はある程度明らかになったわけだが、では八一年法案の問題点は何だろうか。

第一に、先に(7)で示した「一二六措置」に関して見てみよう。確かに在日朝鮮人の在留と法的地位の安定をはかるという観点からすれば「一歩前進」である。しかし、在日朝鮮人の長期にわたる民族的民主的権利、生活権獲得のねばり強い闘いからするとき、きわめて当然の措置にすぎない。むしろ遅きに失している。

逆に、今回の措置には多くの問題がはらまれている。①難民条約批准に伴ない、一二六系列の在日朝鮮人・中国人にも一般永住の途をひらくというのは問題のすりかえである。インドシナ難民問題と在日朝鮮人問題は別個の問題である。また、日本政府は在日朝鮮人問題について多大な歴史的責任があり、敗戦後、在日朝鮮人の在留を保障することもなく一貫して差別・抑圧の政策をとり続けてきた日本政府の責任をあいまいにするものである。②一二六系列が法的に抹消されることによって、在日朝鮮人と一般外国人の区別性がなくなり、日帝の朝鮮植民地支配によって生み出された在日朝鮮人の歴史性があいまいにされてしまうのである。③退去強制事由は現行通り適用され、在留権の保障にはつながらない。根本的な解決にはほど遠いものである。④協定永住者(日韓法的地位協定に基づく)との処遇上の差別が残ることも大きな問題である。⑤要綱によると、五年間の申請期間が設けられるが、法一二六該当者の子については特例措置に期間の制限がないが、孫、ひ孫については一九八六年十二月三一日(申請期限)までに生まれた者という制限があり、以後に生れた者についてはこの特例には含まれていない。それに関して法務省は一般永住の許可要件を緩和するとしているが問題が残る。

われわれは、在日朝鮮人の在留及び法的地位の安定化には基本的に賛成である。しかし、在日朝鮮人を日本国家への同化の水路に導くための法的地位の「安定化」ではなく、在日朝鮮人が朝鮮人として民族性を保持し日本に在留でき、かつ日本人と等しい人権が保障され(いわゆる内国民待遇)、日本社会の民族差別が糾されていく方向に向けた「安定化」でなければならない。「恩恵」ではなく「権利」としての在留でなければならないだろう。そのためには、法律一二六を解消し入管令(法)に一元化してしまうのではなく、特別法の制定として別途にたてるのが原則ではないだろうか。

■民族的権利の全面的保障を

第二に、再入国許可制度の整備について。これは改善が常々要請されていた点であるが、「再入国期間の延長」について、在日韓国人「政治犯」に対して具体的にどのように適用されるのか、「延長事務の日本国領事館等に委任」とあるが、朝鮮民主主義人民共和国についてどう扱うのか など、検当すべき問題がある。

第三の問題点は、入管行政権限の拡大・強化が大幅に行われていることである。

それは①退去強制事由が拡大されている。②在留資格の変更制度の整備によって、「好ましくない」外国人は、現在の在留資格から特別在留へと恣意的に「指導」されることもありうるのである。③自費出国の許可、仮放免において、収容所長の権限が拡大されていることである。④仮放免の保証金(保釈金のようなもの)を大幅に引上げようとしていることである。③、④は、韓国からのいわゆる「不法入国者」問題に的をしぼったものである。旧来の収容→強制送還・裁判という形態をおさえ、収容→自費出国という方向をめざすものであろう。⑤在留資格証明書、何のために必要なのか不明であるが、在日朝鮮人への管理強化につながるものと考えられる。

いずれも入管行政権限と「自由裁量権」の拡大、管理強化に資するものであり、明確に改悪である。

他にも難民問題、国民年金法等についても触れるべき点があるが、紙数がない。結論的に述べるならば、法務省が「改正」としている諸点はむしろ改悪の色彩が強い。現行入管令の適切な運用(在日外国人の人権保障!)で十分である。また三六系列の法的地位を問題にするのであれば、別に、たとえば日帝の朝鮮侵略、植民地支配の真剣な反省の態度を明記し、在日朝鮮人の歴史性、民族性を明確に認めた上での法的地位の安定化をはかるという趣旨の特別法なりとして制定すべきなのである。

われわれは、一切の論議を封じた法務省ペースの「改正」作業を許すわけにはいかない。八一年法案にこめられたねらいをみぬき、在日朝鮮人との強固な連帯をかちとるために、まずなによりも在日朝鮮人の現状、法的地位の現状についての学習を強め、あらゆる場で改悪反対の声をあげていかねばならない。

× × ×

「北方領土」問題とアイヌ民族の自決権について

伊東峰

ポーランド労働者、農民、学生の闘いは「社会主義大家庭」をかつぐ現代ソ連が、実は他民族抑圧を党是=国是とする社会帝国主義に変質してしまっていることを教えてくれた。「戦後処理」の過程におけるソ―米日西欧の領土争奪戦は、それをいっそう促進するものであった。

2 ソ連の「北方領土」併合と覇権主義

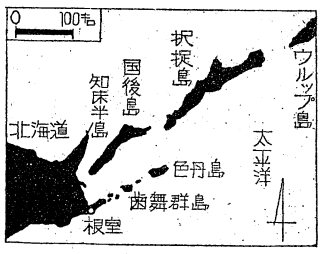

今日の「北方領土」問題とは第二次帝国主義世界大戦の戦後処理として発生し、引き継がれてきた問題である事を見てきた。そして、第三世界諸国人民の民族解放闘争の前進を背景にした、海洋資源への帝国主義的略奪に痛打を浴びせた「二〇〇カイリ問題」(領海十二カイリ、専管漁業水域二〇〇カイリの設定)を契機に、「シベリア開発」をめぐる協商と北洋資源をめぐる日ソ対立・争奪戦が激化し、まさにこうした中で領土問題が具体的利害―帝国主義的権益とからみあって赤裸々に浮びあがってきたのである。

それ故、日帝(そしてその後だてたる米帝)と対抗している一方の側の強盗たるソ連社会帝国主義への批判にうつろう。

ソ社帝にとって「戦後処理」とは何だったのか。

スターリンは、対日参戦の見返りとして、米英帝国主義者どもに「南サハリンと全クリル(千島)」を要求し、ヤルタ密約を取り結んだ。(彼は対独伊欧州戦線の勝利をめぐって、米英帝に、イラン、トルコ、リビアの領土割譲をも要求した。さすがにルーズベルトはこの要求を受け入れなかったが)

そしてスターリンは日帝降伏後、電撃的にサハリン・クリルへの進駐を開始し、ハボマイ・シコタンまで占領すると同時に、「ソ連国民に対する呼びかけ」を発表した。(一九四五年九月二日) もはやここにはマルクス・レーニン主義の無併合・無賠償という原則はみあたらないし、「帝国主義に包囲されたソ連の防衛」という粉飾すらない。

彼は、一九〇五年帝制ロシアの敗北を「わが国の汚点」とし、「日本には特別の貸しがある」と述べた上で、「日本が粉砕され、汚点が一掃される日を、四〇年間もまった。そしてその日はおとずれた」と言い放ったのである。このソ連の社会帝国主義への変質・転化へ導く領土拡張主義は、一九三九年の独ソ不可侵条約におけるポーランド分割(現在のポーランド人民の反ソ民族解放の闘いはまさしく歴史的に根拠づけられている。本紙三二・三三・三四号参照)。四〇年のバルト沿岸三国(リトアニア、ラトビア、エストニア)の併合をはじめとして、ソ連国境線全域にわたってフィンランド、ルーマニア、ドイツ、チェコスロバキア、モンゴル等から領土を奪い、強引に自国に編入・併合してしまったことにもはっきり示されている。

そして千島列島占領を「大洋と直接に結びつける手段を得た」とばかり、一九四六年二月には占領下全域(南サハリン・全クリルはおろかハボマイ・シコタンに至るまで)ロシア共和国として併合し、四七年二月に連邦憲法の、四八年三月ロシア共和国憲法の領土条項をともに修正してしまったのである。帝制ロシアにおける「少数民族の牢獄」という状態がまさに再現された。ここにあるのは帝国主義と寸分変らぬ拡張主義と他民族抑圧の略奪者の論理だけである。

こうしてソ社帝は、「日ソ共同宣言」前後において、日米軍事同盟・安保体制にゆさぶりをかけ、日帝との協商、対ソ宥和の引きだしを考慮しつつ、「ハボマイ・シコタンの日ソ平和条約締結による返還」を表明したのである。だがしかし、ソ連社会帝国主義は今や、こうした「平和攻勢」戦略を投げすて、全世界的規模で米帝と対抗し、これにとって代り全世界的覇権を打ち立てんと、「日ソ間には未解決の領土問題はない」と強弁し始めた。もはや「対ソ主敵の日米安保の存在」という軍事的考慮を理由付けともせず、自らの覇権主義的野望を隠そうとはしていない。(詳しくは『長征』第二号、特別報告第一部参照)

帝国主義的領土拡張戦としての「北方領土」問題

彼らソ社帝は「北方領土」をめぐる日帝(および米帝)の意図と全く同様に、第一に、北洋漁業資源の権益を防衛し、北太平洋の制海・制空権の確保として、第二に、国内矛盾を対外侵略によって転化する帝国主義の常套手段を駆使し、「日帝の報復主義」なる対日非難を大々的に組織することで、覇権争奪戦に向けたソ連労働者階級人民の民族排外主義への統合と、戦争準備への一大動員をなしきらんとしている。第三に、「北方領土」併合の正当化は、北方先住諸民族への支配・抑圧の強化としてばかりではなく、前述したソ連国境地帯における不当に強奪した「領土」領有と他民族抑圧の歴史と現実を正当化する武器とすらなっているのである。

こうしたソ連社会帝国主義のブルジョア階級独裁の支配を飛躍的に強化し、植民地支配・他民族抑圧を強めていることに対し、「平和と社会主義」グループや社会主義協会派のようなソ社帝の忠実な下僕、日本でのその代弁者たちを別とすれば、第四インターの諸君がもっとも卒直に「労働者国家無条件擁護」の綱領的観点からするソ社帝の美化と、その「北方領土」併合を支持し、承認している。彼らはレーニンが『勤労被搾取人民の権利の宣言』や『講和にかんする布告』で鮮明に提起した「秘密条約の破棄」「無併合・無賠償の原則」を一顧だにしないばかりか、かつては、帝国主義者どもの獲物の分け前を取り決めた「ヤルタ密約」すら支持していたのだ。(『世界革命』四四一号)

第四インターをはじめとする部分の〝日帝の領土拡張主義批判〟や〝アイヌ民族解放闘争の支持〟なる「左翼」的言辞は、ソ社帝の併合主義・他民族抑圧を陰ペイし、ソ社帝を美化・擁護するためにのみ持ち出されている。(同六六五号) 彼らがいくらエセ「毛」派を〝民族排外主義〟と非難しようとも、ソ社帝の覇権主義を公然・陰然と支持している以上、エセ「毛」派の「ソ社帝による日本への圧迫・抑圧」という対ソ民族矛盾論からする反ソ祖国擁護を打ち破るどころか、逆に煽り立て、エセ「毛」派の民族排外 主義以外の何ものでもない「ソ連批判」を正当化することに手を貸し、日共現代修正主義者と同様、日本労働者階級人民の内部にもちこまれた反共主義・民族主義・排外主義を助長するものとなっている。

(三八号へつづく)

革命的反戦闘争の前進にむけて

＝目　次＝

序 「北方領土」問題に対する基本的態度
(1) 日帝の領土拡張要求と「北方領土」――以上36号(3月20日)
(2) ソ連の「北方領土」併合と覇権主義――以上本号
(3) アイヌ等北方先住諸民族の自決権と「固有の領土」「正当な領土」論批判――以上38号(4月20日)

第四インターの饒舌と沈黙が示すもの

空疎な第二次補足 政治革命論の破産

中野耕作

綱領と現実のギャップに動揺する第四インター

ビドゴシチ市での警官隊強行突入によって、ポーランドの政労「九〇日休戦」は解体した。統一労働者党内の強硬派による反撃は、いまふたたび大きな決戦段階を不可避としている。党下部組織の三〇%の「連帯」加入、党指導の二極分解という事態のなかで、ソ連・ワルシャワ条約軍諸国は増々介入態勢を強めている。

われわれはポーランド労働者へのいかなる弾圧をも許さぬ国際的闘争をつくりだすため、わが国の労働者の力強い決起を一層強く促していかねばならない。

最近、第四インターから離党した村岡氏は『稲妻』紙上で、第四インターの綱領的転換(?)の無節操さを指適している。

「〈労働者国家無条件擁護〉――このスローガンは、第四インター=トロツキズムと他の党派、とくに〈反帝・反スタ〉派とを分ける決定的な指標であった。だがいまや、このスローガンは第四インターによっても取り下げられたかのようである。例えば、最近発行された彼らの機関誌はポーランドの闘いを特集し、『統一書記局声明』、マンデル講演、織田進論文の三つを掲載しているが、この五〇ページのどこにも労働者国家無条件擁護とは一言も書いてない。」(『稲妻』七号)

勿論われわれは村岡氏の見解と同様ではない。氏がいう「いわゆるソ連論をめぐる問題の核心はトロツキーのいうように、官僚制の克服は国有財産と計画経済を〈前提〉にするという点にこそあった(注)のであり、情勢の変化=帝国主義の力の衰退によって、今日では労働者国家無条件擁護のスローガンはその意味をほとんど失ったのである」という観点も、やはり国際的国家間関係に階級闘争の本質問題を従属させた見解に他ならない。

しかしながら、氏が第四インターの矛盾を指適したことは、今日のポーランド労働者及び国際プロレタリアートにとって核心点をいったものである。

ソ連軍のアフガニスタン侵攻の際、第四インターは「アフガニスタン革命防衛、労働者国家無条件擁護」を掲げることで分裂した。多数派の主旨は、カルマル政権に対する反対勢力が封建的部族勢力であること、またこの勢力を西側帝国主義諸国が支えていることをあげ、ソ連軍の介入をアフガニスタン革命の進歩性を防衛するものであるという点にあった。

しかし、今回のポーランド労働者・農民の革命的決起に対し、彼らは自らの党是としてきた「労働者国家無条件擁護」のスローガンを掲げようとしない。何故、いま彼らはこの点に沈黙するのか。それは、かつてアフガニスタンの事態が、「進歩勢力たるカルマル・ソ連と封建的勢力」との対立であり、今回のポーランドの事態が労働者・農民と官僚との対立であるからであろうか。

否、第四インターの主観的な分析すらアフガニスタンの民族解放闘争によって破産させられている。現在のアフガニスタン解放闘争は、都市の労働者・勤労大衆の決起が相次ぎ、政府軍や人民党さえ分裂し反カルマル勢力が民族解放勢力に合流している。こうして、民族民主革命の動的関係が生みだされているといえよう。こうしたなかで第四インターの「労働者国家無条件擁護」とは、カルマルと

反ソ民族解放を闘うアフガンのゲリラ戦士達

ソ連の侵略を賛美し、民族解放闘争の発展を否定するものに他ならない。

まず、この点での第四インターの階級闘争にかかわるマルクス主義的破産を見ておこう。それではポーランド問題ではどうか。

彼らは『世界革命』六七〇号(八一年三月九日)――政治革命に向かうポーランド、核心は何か――でアフガニスタン問題に対する自己の見解の破産などおかまいなしに、「補足第二次政治革命」とポーランド人民の決起の国際的意義について次のように述べている。

「現在のポーランドには、旧来のスターリニスト官僚支配の体制と、昨年夏以来の闘争を経て経験を蓄積し、実力を貯え、自信をつけてきた労働者階級の闘いという新しい要素が相対立と無関係に、「国有化計画経済の基礎」をもちだすのは、形而上学の幻想を意味しているのではないのだろうか。すなわち、所有形態を生産諸関係と無関係にとりだし、所有形態としての国有化をもって、ブルジョア国家とのちがいを強調する詭弁に他ならない。日共・協会をはじめとする現代修正主義者が、今日のポーランド労働者の決起に対し、「社会主義下における労働者民主々義の発揚」として評価する基軸も同様の立場から行なわれていることを第四インターの諸君は肝に銘ずべきなのである。

念のため、われわれはスターリンが三六年憲法に「階級闘争の消滅」を書き入れた根拠を簡単に述べておこう。スターリンは第四インター諸君にとっては気の毒であるが、彼らとまったく同様にブルジョア階級の物質的基礎の解体、その圧倒的制限と基本的生産手段の国有化、それにもとづく二所有制の確立をもって、その根拠としたのである。ここには、生産諸関係からまったく分断し、独立的にあつかう第四インターと同様の誤りが存在している。

それ故、第四インターは「スターリニスト」と同様の社会的基盤のうえにたって、その「官僚独裁」体制に対して民主主義を対置してきた。それが「労働者国家無条件擁護」のスローガンであり、補足第二政治革命の提起に他ならなかった。

しかし、彼らはアフガニスタンへのソ連軍の侵攻に際し、あれだけ大々的に騒ぎたてかげたこのスローガンをこっそりと引きおろし、「政治革命」(この特別の意味付与に注意せよ)を今度は強調しはじめた。われわれはここでソ連における官僚独裁体制のもとでプロレタリア階級独裁と国家の変質から、いかに資本主義的変質へつきすすんできたか詳しく述べるわけにいかない。しかし彼らがいうスターリニストの官僚独裁体制とは、今日のソ連の経済的土台、国家資本主義という資本主義との関係でとらえるならば、それはブルジョア階級独裁である。

「労働者国家無条件擁護」とトロツキーの戸惑い

ポーランドにおける「国有化計画経済体制」と「スターリニスト官僚の支配体制」とはまったく別の事柄であろうか。ここで第四インターが言わんとすることは、国家機関がいかに大衆から孤立していようとも、生産手段が国有化されているかぎり、その国家は労働者国家であるから、それを擁護し(彼らの概念でいえば「国有化経済体制の基礎を防衛」ただ官僚制の廃止=政治革命=こそが問われているということである。

しかし、ここには重大な誤りがある。彼らの師であるトロツキーの「堕落した労働者国家」論を検討しつつ、誤りを明らかにしてみよう。

『裏切られた革命』のなかで、トロツキーはこの政治革命の性格について次のように述べている。少々長くなるが引用してみよう。

「現下のソ連邦の性格をよりよく理解するために、われわれはその将来について二つの異なる仮設を立ててみよう。まず第一に……古参ボルシェビズムの一切の特質をもつ革命党によってソビエト官僚制が転覆されると仮定しよう。かかる党はまず、諸労働組合及び諸ソビエト民主主義を復活させることからはじめるだろう。それは、ソビエト諸党派の自由を復活させることができるし、またしなければならないだろう。……それは労働者と農民大衆の利害や意志に相応するような国民所得の分配における深刻な諸変化を導き入れるであろう。だが所有諸関係に関する限り、この新権力は革命的手段に訴える必要はないだろう。政治革命=すなわち官僚制の廃止=の後、プロレタリアートは経済においてもう一つの社会革命ではないが、一連の極めて重要な諸改革を行なわねばならぬであろう。」

トロツキーの「堕落した労働者国家」論と革命の展望は、以上のように立論されている。しかし、あくまで「堕落」し「独裁体制」をしく「スターリニスト官僚」が国家権力を掌握している以上、いかに「法的」に生産手段の国有化が宣言されようとも、決して労働者は生産手段を所有してはおらず、官僚ブルジョア階級に経済的に隷属しているのである。だがトロツキーは、あえてマルクス主義国家論のこの基本的観点を問おうとせず、官僚制を分配と民主主義の問題にきりちぢめてしまうのである。はたして「スターリニスト官僚支配体制」は、分配過程だけに統制を加え、そのために民主主義を抑制するものであるのか。もしそうであるならば、労働者階級は「政治革命」を追及するのでなく、改良闘争を追及することをもってその官僚体制に対する自己のヘゲモニーを発揮していくことが可能である。まさに体制内改良闘争の追及にこそ、かつての第四インターの存在意義があったといわねばならない。トロツキーの政治革命と社会革命とを区別する混乱は、彼自身をして紆余曲折のロシア論を生みださずにはおかなかった。まして一九三九年から四一年にかけた第四インター内論争における動揺は、その最たるものであった。

トロツキーの混乱と、今日のわが第四インターの動揺を決定づける理論的根拠はどこにあるのか。

マルクス主義者は生産諸手段の私有制を抽象的にはあつかわない。「所有は、それぞれの歴史時代に、それぞれ別様に、しかも全然異なる一連の社会的諸関係のなかで発展してきた。それ故に、ブルジョア的所有に定義を下すことは、ブルジョア的生産の社会的諸関係のすべてを説明することに他ならない。所有を、独立した一関係、独自の一カテゴリー、抽象的で永久的な一観念のように定義しようとするのは、形而上学または法律学の一幻想でしかありえない」(マルクス『哲学の貧困』)

であるならば、第四インターが「スターリニスト官僚」(われわれは官僚ブルジョア階級と規定するが)と労働者の階級対立と無関係に、「国有化計画経済の基礎」をもちだすのは、形而上学の幻想を意味しているのではないのだろうか。すなわち、所有形態を生産諸関係と無関係にとりだし、所有形態としての国有化をもって、ブルジョア国家とのちがいを強調する詭弁に他ならない。日共・協会をはじめとする現代修正主義者が、今日のポーランド労働者の決起に対し、「社会主義下における労働者民主々義の発揚」として評価する基軸も同様の立場から行なわれていることを第四インターの諸君は肝に銘ずべきなのである。

念のため、われわれはスターリンが三六年憲法に「階級闘争の消滅」を書き入れた根拠を簡単に述べておこう。スターリンは第四インター諸君にとっては気の毒であるが、彼らとまったく同様にブルジョア階級の物質的基礎の解体、その圧倒的制限と基本的生産手段の国有化、それにもとづく二所有制の確立をもって、その根拠としたのである。ここには、生産諸関係からまったく分断し、独立的にあつかう第四インターと同様の誤りが存在している。

それ故、第四インターは「スターリニスト」と同様の社会的基盤のうえにたって、その「官僚独裁」体制に対して民主主義を対置してきた。それが「労働者国家無条件擁護」のスローガンであり、補足第二政治革命の提起に他ならなかった。

しかし、彼らはアフガニスタンへのソ連軍の侵攻に際し、あれだけ大々的に騒ぎたてかげたこのスローガンをこっそりと引きおろし、「政治革命」(この特別の意味付与に注意せよ)を今度は強調しはじめた。われわれはここでソ連における官僚独裁体制のもとでプロレタリア階級独裁と国家の変質から、いかに資本主義的変質へつきすすんできたか詳しく述べるわけにいかない。しかし彼らがいうスターリニストの官僚独裁体制とは、今日のソ連の経済的土台、国家資本主義という資本主義との関係でとらえるならば、それはブルジョア階級独裁である。

政治力学主義と左翼反対派政治を清算せよ

いまポーランド労働者・農民と官僚ブルジョア階級との対立は他ならぬ階級対立であり、ソ連社会帝国主義に対する民族解放闘争として発展してきている。

こうしたなかで、「労働者国家無条件擁護」を掲げることは、ポーランド労働者にソ連官僚独占ブルジョア階級とポーランド官僚ブルジョア階級への妥協と屈服を強要することに他ならない。なぜなら、ソ連・ポーランドの国家権力を掌握しているのはこの官僚(独占)ブルジョア階級であるからに他ならないからである。

それ故、こうした激烈な闘争の渦中にあって第四インターがそのスローガンを掲げきれないのは理の当然である。しかし、われわれはだからといって彼らの「労働者国家無条件擁護」が、彼らの党是から消えさっていると考えるわけにはいかない。なぜなら、彼らは今またこっそりと「国有化計画経済体制の基礎を防衛」などと、それ自身労働者階級の革命的進撃と相矛盾することを平然と口にしているからである。

さて、問題を先にすすめよう。

それではポーランドの「国有化計画経済体制の基礎」とは何か。われわれが『革命の旗』三二〜三四号で明らかにしたように、ポーランドの官僚ブルジョア階級は国家権力をテコにし、国家資本主義政策をとっている。まさに「計画経済」とは国家資本主義に他ならないといえる。五六年、そして六五年以降のポーランド経済改革は社会主義経済体制の確立へ進むのではなく、ソ連型経済改革路線の導入として進んできたものであった。

こうしたなかで確立してきた官僚支配体制とは単に分配と民主々義への統制だけではない。再生産過程全般への官僚、工場長、高級技術者達による労働の指揮をもってする剰余価値の搾取体制であり、その結果としての分配と民主々義の統制に他ならない。まさに官僚ブルジョア階級は、国家権力と国有化をよりどころとし、新たな支配階級として登場してきたものである。

しかしマルクス主義的分析を欠落させている第四インターは、この階級関係の根本的変化をとらえることなどでき得ない。ポーランド労働者が社会革命の要求をかかげ闘いに決起している事実によって、彼らの空疎な「政治革命」の提起が吹きとばされていることにさえ、気づかなくなっているのである。

労働者大衆があらゆる意味で、国家機関から排除されている以上、「国有化計画経済制体の基礎の防衛」という命題は、階級闘争の発展にとって反動的役割をこそすれ先進的役割など果しはしない。

それ故、第四インターは『世界革命』の同号で、補足第二次政治革命という命題と相矛盾することを平気でいわねばならない。「……したがって、現局面を突破していくためには、官僚体制を根本的に打倒し、労働者階級自らがポーランド国家と経済を根本的に再組織するという戦略展望の下に……」(傍点引用者)という「根本的」を抽象的にくりかえすだけにとどまるのである。

こうして第四インターの綱領的転換(?)がなしくずし的に、いな階級闘争の現実につき動かされて始まっている。しかし、少なくとも、ポーランド労働者と連帯せんとする革命的左翼にあって、この連帯の一つの方向はすぐれて現代修正主義潮流との可借なき闘争という任務を受けもつことはいうまでもない。第四インターは七〇年代後半のごく最近まで掲げていた「社共政権樹立」の過渡的スローガンから、「労農政府樹立」へと転換してきたことを、真に総括することこそがいま一度問われている。

ソ=米日西欧間の帝国主義間対立が激化しているなかで、わが国のブルジョア階級は戦争準備と反動攻勢に必死である。とくに、右翼「労戦統一」攻勢を独占資本・労働貴族一体となってしかけてきているなかで、ポーランド労働者が示した労働者階級としての不滅のたたかいに学び連帯し、社会主義革命に向けた労働者階級の圧倒的決起をたたかいとるためには、新旧修正主義者・労働貴族を労働運動から追放し、革命的左翼の強固な陣地を形成しなければならない。このために、ぜひとも第四インターは以上の諸点を総括する必要がある。これなくしては、単なる力学主義的政治しか残らないことを最後につけ加えておこう。

東欧の小話から…

労働者ストに悩むポーランドから、カニア統一労働者党第一書記がクレムリンに駆けつけ、ブレジネフ書記長から食糧援助の約束をとりつけんとした。

カニア「ぜひ小麦二十万トンを!」
ブレジネフ「いいだろう」
カニア「そして、牛二万頭と豚二万頭もお送り下さい」
ブレジネフ「何とかしよう」
カニア「それと、バナナを貨車五両分いただきたいんですが」
ブレジネフ「だめだめ。カダル君(ハンガリー党第一書記)を困らすだけだ。確か、あの国では、バナナは育たないはずだから」